

一 争議発生、場所 其區慶岩町二丁目七十八番地
二 事業主側

名 称 中村塗工店
事業主 中村八十吉
事業種類 塗装業
資本金 二万円
企業系統 ナシ
使用労働者数 二十五名

三 労働者側
争議参加人員 二十五名
争議参加者中組合加盟者 二十五名
應援労働組合 東京塗装工組合
四 争議発生、時 昭和六年十一月二十五日
五 争議発生原因

東京塗装工組合、於十一月八日、請負單價を値下せしめ、結果として、最底賃銀一月八十銭、最高二月五十銭、決定其、青東京塗装工組合、通知せし、然し、該組合、アリテ、本月二十一日、上野自治會館、於て組合大會を開催し、討論の結果、往來、労働協働組合、於て、昭和六年十一月二十四日、附勞務案文、ハ三、對立スル、最底賃銀二月五十ギトスル、作業、ヨリ、夏場シタリ、場合ハ、大レ、相當スル、平當ヲ要求スヘキ、エトシ、次、職、シ、次、職、文、ハ、シ、塗装業組合長、シ、中村八十吉宛、送附シ、更ニ、十五日、使用労働者全部、名ヲ、以テ、別紙、ハ、如ク、要求書ヲ、送附、郵便、ニテ、郵送シタル、依ル

六 労働會見状況
二十六日午後九時、争議團長、伊藤、資、村、松、末、藏、多、戸、鐘、太郎、秋